

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 12 月 22 日付けで行った公文書不存決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号）第 5 条の規定により、佐賀県医療センター好生館、佐賀市立富士大和温泉病院等が、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、佐賀中部保健福祉事務所に提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等の規定に基づき職員等を対象に行った結核健康診断等の結果（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料一式）について、実施機関に対して令和 4 年 12 月 17 日付けで開示請求（以下「本件開示請求」）を行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、佐賀県医療センター好生館及び佐賀市立富士大和温泉病院については、「本件開示請求に係る公文書は報告されていない」ことを理由に、病院ごとに、令和 4 年 12 月 22 日付けで公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 5 年 1 月 5 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

（1）結核とは、感染症法第 6 条第 3 項第 2 号に掲げられた二類感染症である。

感染症法第 53 条の 2 第 1 項において、労働安全衛生法第 2 条第 3 号に規定する事業者（以下「事業者」という。）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならないと規定されており、本件開示請求に係る 2 つの公立病院は、職員に対して、感染症法の規定に基づ

く結核に係る定期の健康診断を実施する措置義務がある。

- (2) 病院における結核に係る定期健康診断については、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「感染症法施行令」という。）第12条第1項において対象者等が具体的に規定されており、2つの公立病院の管理者は、職員に対して、感染症法の規定に基づく結核に係る定期の健康診断を実施しなければならない。
- (3) 感染症法の規定に基づく結核に係る定期の健康診断（他で受けた健康診断等を含む。）を実施した場合、健康診断の実施者は、受診者の数その他の事項を当該健康診断の実施場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に報告等しなければならないとされている。本件開示請求に係る公文書は、感染症法第53条の7第1項の規定により、2つの公立病院の管理者が感染症法施行規則第27条の5第1項各号に掲げる事項について1月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに管轄の保健福祉事務所に提出すべき文書である。

以上のことから、本件処分及び提示された不存在の理由は、感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的ではない。よって、本件処分を取り消し、さらに本件開示請求に係る公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、結核に係る定期の健康診断の実施者に対し、当該健康診断の実施及び実施報告書の提出を依頼するとともに、郵送等による実施報告書による報告を受けてはいるが、本件処分に係る事業者（病院）からの報告は受けておらず、対象となる公文書の存在を確認できなかったため、当該文書を不存在とした旨を主張している。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 病院における結核に係る健康診断について

ア 結核

「結核」は、一般的に空気感染し、肺の内部で増えて、咳、痰、呼吸困難等の症状を呈することが多いが、肺以外の腎臓、骨、脳など全身に影響を及ぼすことがあるものであり、感染症法上の二類感染症に位置付けられている。

佐賀県が策定した感染症法に基づく「佐賀県感染症予防計画」及び当該計画の下位の個別計画である「佐賀県結核予防推進プラン」においては、佐賀県内における結核患者数は、全国的な傾向と同様に減少しているとはいえ、集団感染事例が発生するなど、今後も結核対策の推進が重要であるとされている。

また、結核を取り巻く状況の変化により、定期の結核健康診断によって結核患者が発見される割合は大幅に低下しているとはいえ、罹患率の高い高齢者、結核発症の危険性が高いとされる特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業等に限定して、当該健康診断の効率的な実施に努めるなどとされている。

これらのことから、病院における健康診断での結核に係る問診・検査の実施は、結核の予防対策として大きな意義があるものである。

イ 感染症法に基づく結核定期健康診断

結核に係る定期健康診断は、感染症法に基づき、感染症の発生の予防とそのまん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的として行われるものであり、病院の管理者は、同法第 53 条の 2 及び感染症法施行令第 12 条の規定により、職員に対して、当該健康診断を毎年度実施することが義務付けられている。

また、結核に係る定期健康診断を実施した病院の管理者は、感染症法第 53 条の 7 及び感染症法施行規則第 27 条の 5 の規定により、当該健康診断の実施場所を管轄する保健所長を経由して、その実施状況について一月ごとに取りまとめた報告書を、翌月の 10 日までに知事に報告しなければならないとされている。

したがって、本件開示請求の対象となる公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、感染症法等の規定に基づき、結核定期健康診断の実施者から実施機関あてに報告があつていれば、実施機関によって保有されているべきものである。

（2）本件対象公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、佐賀県医療センター好生館及び佐賀市立富士大和温泉病院（以下「両病院」という。）からの報告を受けていないと説明しているため、その合理性について検討した。

ア 結核に係る定期健康診断実施報告書の提出

審査会から、実施機関を通じて、両病院における結核に係る定期の健康診断実施報告書（様式第 18-1 号）の提出状況について改めて確認したところ、両病院では、令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間に、当該報告書を実施機関あてに提出していないことが確認された。

イ 不存在の合理性

本来であれば、本件対象公文書である感染症法等に基づき作成された報告書は存在すると考えることが合理的ではある。しかし、上記アのとおり、実際に両病院から実施機関あてに報告された事実はなく、実施機関が報告を受けていないという主張に不自然な点や矛盾はない。

したがって、本件対象公文書を保有していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年5月10日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年9月13日 (令和5年度第3回審査会)	・ 審 議
令和5年10月17日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長